

安保清和氏所蔵「安保文書」調査概要

新井 浩文

はじめに

当館では、現在、「埼玉県史料叢書刊行事業」を実施しており、二〇一一年三月には、『埼玉県史料叢書11古代・中世新出重要史料一』（以下、『同書』）を刊行することができた¹⁾。その際に改めて課題となつたのが新出史料の調査をどのように今後進めていくか、またその成果をどのように公開していくかということである。

折しも昨年度は、『同書』刊行と前後して、テーマ展「中世文書の世界―鎌倉〜室町時代の文書―」が、二〇一一年二月十五日〜五月二十九日まで開催された。この展覧会では、『同書』刊行に先立ち、当館に収蔵されている安保文書をはじめとする約二〇〇点の中世文書、および県外に所在する本県関係約一二〇点の中世文書の複製資料の中から、今回『同書』に収録された鎌倉〜室町時代に関連する代表的な中世文書を展示した。その中では、当館が所有する「安保文書」について全三卷三七点のうち鎌倉〜室町時代部分の二卷二四点を期間中にすべて公開した。通常であれば原本を公開する機会が少ない中世文書を一挙に公開したため、期間中は各種見学会も実施されるなど好評を博した。²⁾

なお、この展覧会では、安保文書原本だけでなく『同書』に収載した写本類の写真や拙稿³⁾で紹介した新出史料等を写真パネルで紹介し、安保文書全体の復原を可能な限り試みた。そこで改めて、安保文書の伝来を明らかにする上でも、写本類を調査する必要性を痛感した次第である。そのため、写本としては安保文書中で極めて重要となる安保清和氏所蔵「安保文書」の調査を実施するに至つた。⁴⁾以下、本稿では今回調査を行った「同文書」全体の概要と今回改めて確認された新出文書を紹介し、安保文書研究を進める上での一助としたい。

一 文書の保管状況

安保清和氏所蔵「安保文書」の調査にあたっては、伊藤一美氏の詳細な報告⁵⁾による分類を参照させて頂きながら確認作業を進めた。以下、

【表】の写本A〜Fは伊藤氏の整理による写本名である。

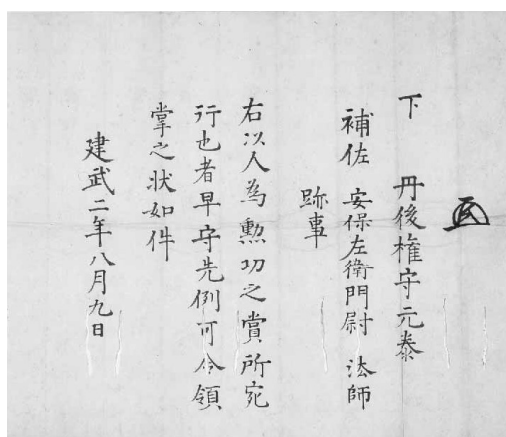
文書は、【写真1】のように木箱と段ボール箱、化粧箱にそれぞれ収められていた。このうち、木箱には写本A・C（いずれも卷子装）

・写本B（未表装）と単体の一紙文書二点（①建武二年（一三三五）八月九日足利尊氏奥判下文案写【写真2】・②永享十年（一四三八）八月二十八日御花園天皇倫旨写）⁶⁾が収められていた。



【写真1】調査時の安保文書保管状況

②は、横浜市立大学図書館所蔵「安保文書」に原本が存在し、既に周知されているが、①は前掲の伊藤論文で所在が報告されていたものの、本文未紹介のため紹介しておく。なお、本文書写は写本A～D・Fにも所収されているが、本文書を含め誤写が多いので、その中で内容的に問題がないと思われる写本D（後掲【写真8】参照）を参考に校訂したものを掲げる。



【写真2】建武2年8月9日 足利尊氏袖判下文写

【史料二】建武二年八月九日 足利尊氏袖判下文写

（足利尊氏花押影）

下 丹後権守元泰^{（允）}

捕佐^{（任）} 安左衛門尉 法師

跡事

右以人為勲功之賞所宛

行也、者早守先例可令領

掌之状如件

建武二年八月九日

次に箱蓋表に「安保家系図納」と書かれた段ボール箱内に、写本F「安保家系図之一巻」(卷子装)と「安保家類祖碑建立起」(卷子装)が在中、また化粧箱には、近年表装された帙入りの写本D・Eおよび「安保家由緒書」が収められている。

二 各写本の特徴

次に各写本の特徴について紹介する。なお、写本A～Fの相関関係は【表】を参照されたい。

I 写本A

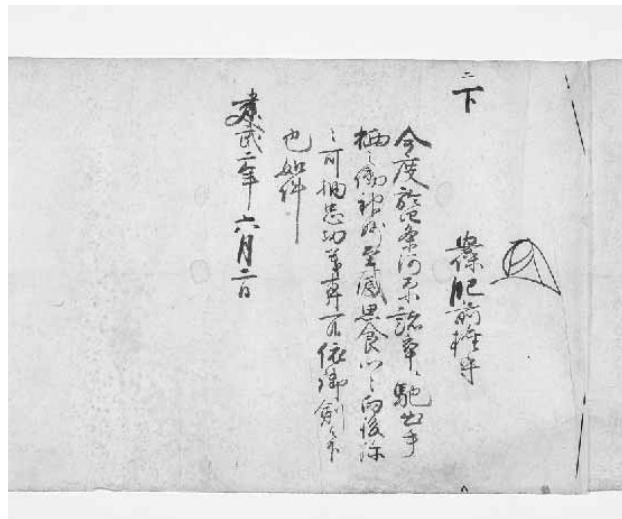
形態は、卷子装で古表装が成されている。他の写本と異なり、原文書を一点一紙ごとに写しているほか、各文書の花押も忠実に書写している。一紙の寸法は、ほぼ縦二七・六cm・横四〇・一cmである。

次に注記であるが、【表】の写本A No.1～22の各文書の天部に「八」「九」を除く「一」～「廿二」までの墨書による注記が【写真3】にみるように確認された。なお、上記の注記は【表】Aの18・23～32には無い。また、【表】Aの2・4・5・14・15・17号文書地部に墨書で「〓」等の注記も見られるほか、A24号文書の袖上に墨書で〇の注記、22号文書には鉛筆で〇の注記が見られた。

このほか、【表】Aの11号文書の後ろに17号文書の宛名「小貫対馬入道・人見雅楽助」が錯簡されている。このため17号文書には宛所が無い。

写本巻末部分には、元文二年(一七三七)藤田友甫が記した本文書

安保清和氏所蔵「安保文書」調査概要(新井)



【写真3】写本A No.2
建武2年6月2日 足利尊氏袖判下文字

群の伝来を記した覚書がある。この覚書は既に伊藤論文でも紹介されているが安保文書の伝来を考える上で重要なので再掲しておきたい。

【史料二】藤田友甫覚書

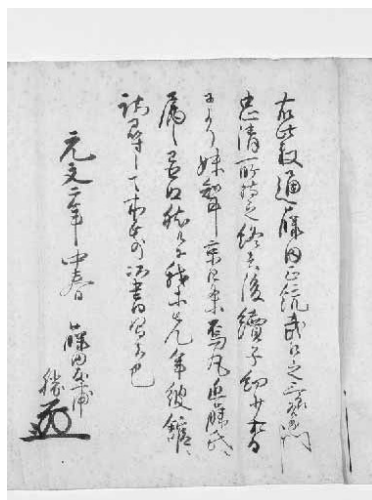
右此数通藤田正統武将之三郎右衛門忠清所持之、終去後
統子幼少たるにより妹智京四条烏丸近藤氏へ属し置ぬ

然ルに我等先年彼館へ訪尋して本紙以書写者也

元文二年中春

藤田友甫

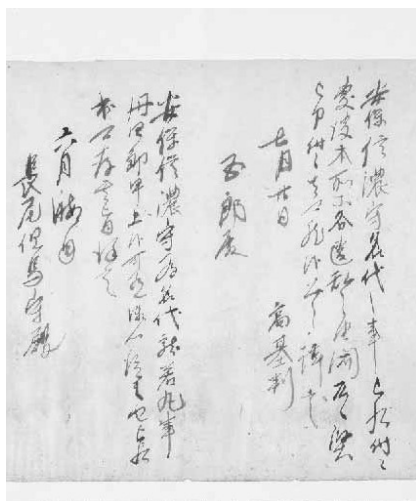
勝(花押)



【写真4】写本A 卷末覚書

この覚書によって、本文書群が藤田忠清家に伝来したものであること、その嗣子が幼少のため、京都烏丸四条の近藤氏へ嫁いでいた友甫の妹の手に保管されていたという伝来が確認される。⁽⁷⁾

II 写本B



【写真5】写本B

No.16 年未詳7月20日 足利高基書状写
No.17 年未詳6月晦日 足利高基書状写

形態は、未表装。各文書との糊継ぎ部分が剥がれてしまっており、まくりの状態である。花押の書写は、最初の三点のみで、後は「書判」記載もみられない。【表】B1・3号文書と2・5号文書は同一文書の写であるが、筆致からみても本来1・2号文書とは別物であった可能性がある。

注記は【表】B2号文書の天部に「二」の朱書があり、これは写本Eに見られるものと同じ注記で、本文書は写本Eの文書だった可能性もあるか。また写本Aの注記との関係も考えられる。

なお、写本Aには収録されていない「七月二十日付足利高基書状写」は写本C・D・Fにも存在、伊藤論文から存在は知られるが、内容は未紹介のため次に掲げる。

【史料三】年未詳七月二十日 足利高基書状写

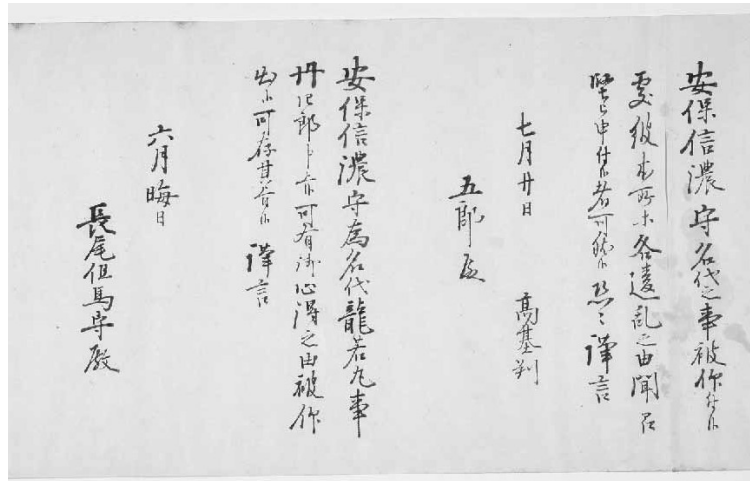
安保信濃守名代之事被仰付候
处、彼本所等各違乱之由聞召候、
堅被申付候者可然候、恐々謹言
七月廿日
高基判
五郎殿⁽⁸⁾

また写本Bは、この年未詳七月二十日付足利高基書状写を除く一九点の書写のほか、巻末に前掲の「藤田友甫覚書」とその後写本とは別表装された「安保家由緒書」から抜粋した天保期までの安保家由緒書と先祖の履歴を載せる。⁽⁹⁾



【写真6】写本B 卷末覚ならびに由緒書部分

III 写本C



【写真7】写本C No.13 年未詳7月20日 足利高基書状写
No.14 年未詳6月晦日 足利高基書状写

形態は卷子装で古表装。寸法は縦三二・四cm。一覽表写本C6号文書までは花押影あり。以降は、「〇〇判」の貼紙あり。楷書に近い形で書写している。

IV 写本D

形態は卷子装で近年新表装に改装。寸法は縦二九。〇cm。
写本Cと同じ配列で、花押部分に「〇〇判」の貼紙があるなど形態も同じだが、書体は楷書ではなく草書である。また、巻末に後補として大きさの異なる一覽表のD No.30の一紙文書を貼り継いでいる。



【写真8】写本D No.3
建武2年8月9日 足利尊氏袖判下文写

V 写本E

形態は、卷子装で新表装。寸法は、縦二八。七cm。写本Aと同じく天部に「二」「三」「九」を除く「一」〜「廿二」までの朱書による注記がある。また、E 24号文書袖上には、墨書で〇の注記が見られる。



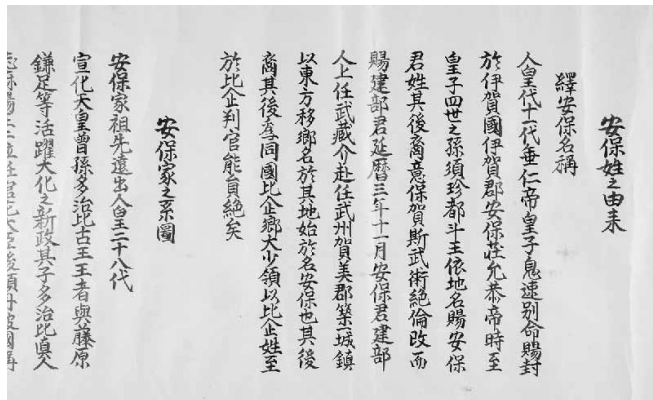
【写真9】写本D No.30 (巻末)
応永25年3月28日 足利持氏御判御教書写



【写真10】写本E

VI 写本F

形態は卷子装。寸法は、縦三五・〇cm。題箋の表記は「安保家系図之一卷」。昭和十五年（一九四〇）の紀元二六〇〇年を記念して「安保家皇祖碑」を建立した際に編纂したものである。内容は、冒頭に「安保姓之由来」・「安保家之系図」、その後、写本C・Dと同じ順で二九点の文書を書写している。なお、巻末に歴代当主の名前が列記されている。¹⁰⁰



【写真11】写本F

むすびにかえて

以上、大変雑駁だが安保清和家文書の概要について述べた。最後に本調査を終えて現段階で新たに確認された点を述べてむすびとしたい。まず注目されるのは、写本Aと写本Eの天部に見られる「二」〜「廿二」の漢数字である。これらの漢数字は途中異動はあるものの【表二】にみるようにその並び順はほぼ一致していることがわかる。よって、

写本AとEはその成立に際して相関関係にあったことが知られよう。また、写本A 23号文書以降には、漢数字が振られておらず、これ以降の写本は別系統の文書群であった可能性があることから、写本A No. 1から22号文書すなわち享徳の乱までの文書が元は一巻として伝来していたものと考えられる。

次に文政十一年（一八二八）に作成された「安保家由緒書」（以下「由緒書」）により、戦国期以後の系譜が明らかにされた。特に、伊藤論文で紹介されたように藤田友輔が兵庫で学者指南をしていたこと、また寛延三年（一七五〇）に没していることから、元文二年（一七三七）に写本Aを作成したことが確認される。中でも、寛永三年（一六二六）に没した安保次郎太夫宗員が、安保氏は信濃国に二代、武蔵国に一四代、その後、予州宇和島に落ち延びた先祖が予州安保氏初代となり、以後現在の備後向島の安保氏へとつながっていくことを伝えていたが、この安保氏の出自を信濃国としている点は注目される。これは、以前拙稿でも紹介した信州室賀郷を所領とする信濃安保氏一族との関係を考える上で重要な伝承といえよう。¹¹⁾

いずれにせよ、武蔵国安保郷を本拠地とする武蔵安保氏と信濃安保氏が本来一族であったとする伝承は、今後注意深く検討していく必要があるが、本概報では、その目的まで至らないため今後の課題としたい。末筆ながら、調査を快諾して頂いた伊藤一美氏、共同研究員として本調査を担当して頂いた黒田基樹・清水亮・井上聡の各氏に厚く御礼申し上げます。

註

- (1) 『同書』の古代部分については、近年発掘された古代文字資料を遺物ごとに集約し、それぞれ「武蔵国木簡集成」「埼玉県出土刻書紡錘車集成」「埼玉県出土墨書土器・文字瓦集成」を収録、また中世部分については、『新編埼玉県史』資料編5中世1および『同』資料編6中世2の刊行以降の新たな鎌倉～室町時代の新出重要史料を中心に「中世2」として収録した。
- (2) なお、昨年三月十一日に発生した東日本大震災による計画停電により、期間中展示室を閉室する時間帯があり、来館者には大変ご迷惑をおかけした。この場を借りてお詫び申し上げたい。
- (3) 拙稿「安保文書」伝来に関する覚書（『文書館紀要』22、二〇〇九年）
- (4) 本調査は、二〇一一年度東京大学史料編纂所一般共同研究「埼玉県関連中世武蔵武士関係史料の調査・研究」（研究代表者 新井浩文）の一環として実施した。当日の調査者は筆者以外の研究メンバーである黒田基樹氏（駿河台大学准教授・埼玉県史料叢書調査委員）・清水亮氏（埼玉大学准教授・同）・井上聡氏（東大史料編纂所助教）および協力者の伊藤一美氏（逗子市文化財保護審議委員）である。調査は、安保清和氏の自宅にて、二〇一一年八月二十三日～二十四日にかけて行った。
- (5) 伊藤一美氏「安保文書」の伝来とその写本について（『埼玉県史研究』二七、二〇〇一年）。
- (6) 木箱は、寸法が縦四七・二cm・横一三・九cm・高一・〇cmで、箱蓋表には墨書で「尊氏御判物書類入」、箱蓋裏には同じく墨書で「建武二年六月

安保肥前権守範頼、箱裏には「安保権守」の墨書が確認される。また、一紙文書二点の寸法は、①が縦三七・七cm・横四五・一cm、②が縦四四・九cm・横五六・六cmである。なお、①には包紙があり、表書は「尊氏將軍御判物彦通」、寸法は縦三九・九cm 横二七・七cmである。

(7) なお、藤田友輔は「安保氏由緒書」に安保次郎太夫の三男で横山にて筆役を勤め、その後兵庫にて学者指南をした後、寛延三年七月十八日に六八才で没した人物と伝える。また、「安保氏系図」に拠れば、「藤田友甫」は安保時宗の三男勝宗で撰津兵庫に出て藤田氏を継いだ人物とされる。(前掲伊藤論文)

(8) この五郎は、他の安保文書には見られない人物である。

(9) なお、奥書から文政十一年(一八二八)に安保格之助為綱によって記されたと思われるこの「安保氏由緒書」から、安保氏の系譜についてその一部分を紹介しておく。

【前略】

永正より永禄年中之頃曆々大將軍師之者今川義元・織田信長・羽柴筑前守秀吉・明知光秀、此時諸国合戦多し、大將軍義栄公・義昭公御世に至、終時喜此君ニ付所々方々乱入致、是ニ付国々知行も失ひ諸国るろう致、宇和嶋落掛り安保左近尉宗規入道倅嘉平太弥左衛門宗実、弟平三郎頼実宇和嶋に暫留居、天文廿年三月八日宗規六十九才にて死す、同後妻天文十八年六月七日年六拾三才にて死す、同子老入死す、真言阿弥陀寺に御輪石墓壹ツ妻子にて式ツ数三ツ

安保清和氏所蔵「安保文書」調査概要(新井)

有、安保嘉平太弥左衛門宗実弟吉三郎頼実、三男次郎太夫宗貞、妹おしん、嘉平太弥左衛門合四人連れ備後国御調郡向嶋肥沙浦に着船、終に平三郎三十才、妹だき肥沙沖にて終に落し死骸ハ取れず、其時年号永禄元年正月五日也、沖に小嶋式ツ有所、東向き同所ハ宜敷と思ひ船を附ケしかし碇を入とも繩を取瞥見合候へば上に少し宮も有様成、其沖立石にとも繩を取、方々見合バ上ハ高山平地有、松之木を切、柱を四方に立、四方に松葉之枝を立上に渋紙を張、下ニハ舟のすいたを敷、^(素板) 呉座を敷住居致、此所に家彦軒もなし、兄嘉平太弥左衛門、二男平三郎方々難儀苦勞致、困窮に及び終に妹を海に落し死す、夫故色々と心遣致所病氣に成、^(流浪) るろうニ付妻ハなし、弟三跡をつがせ安保嘉平太弥左衛門六十一才にて肥沙にて死す、永禄五年五月廿一日肥沙にて御輪石墓有、^(五) 二男吉三郎五十七才にて肥沙にて死す、慶長元年三月三日肥沙へ葬、同後妻の子安保次郎太夫貞跡をつがせ神宮寺と申真言寺田尻ニ有、神宮寺にて見届囉ひ此方元より宗旨浄土宗門成、其後尾道御所町宝土寺へ御頼、経文唱貴申候事、其後予州宇和嶋へ先祖参り致候所、時姫と申妻をつれ帰り、^(連) 其節江奥清水口参、家を立住居致、其節江奥惣田原にて御座候横山大家久家栄なる、同神木七郎右衛門久家栄なる、同植上三九郎久家栄なる事に御座候、安保次郎太夫申、信濃国に二代、武藏国十四代、予州宇和島に落掛り志代、諸々国々先祖のため備後向嶋江奥ぬた^丹とうと申上少し高き所、御輪石墓十七居、次郎大夫申本国信濃国二代、武藏国十四代、同賀美郡安保郷善光寺菩提所浄土宗、此寺に代々の石塔有、位牌も数々有、次に兒玉郡塩谷郷塩谷源四郎跡之事。予州国宇和嶋に志代阿弥陀寺に墓三ツ有、安保次郎大夫宗貞江奥にて九拾

壹才にて死す、明暦二年八月十八日江奥ぬた^丹とう上檜原口少し高き所へ葬石の
かるおも御輪石先祖墓之下に夫婦葬^(五)ル、同妻時姫明暦元年六月七日六拾三才ニ
て死す、其後弥右衛門申事

横山西所に当り半田と申所へ住居致、次に次郎大夫倅見弥右衛門、又其後
才神と申所へ住居致留ル、二男嘉兵衛八清水口より元々肥汐江立帰住居致留ル、
正保年中之頃人々有附嘉兵衛屋敷壹畝十五歩壹反ニ付壹石五斗もり平シ安保嘉
兵衛屋敷壹畝十五歩高式斗式升五合、次又弟三男藤田友輔学者なり、横山にて
筆役致居、其後兵庫へ参住居致学者指南致候、寛延三年七月十八日六拾八才
兵庫にて死す、むかしの事なれバ子孫末々の者相分り不申、しかしながら肥汐
本家瀬土みや格之助と申者、元より武家方之子孫此武家の志有、京・大阪・江
戸旗本奉公を致、京都四軒屋敷御藏奉行佐々竹三四郎殿御用人支配役相勤、
其時名字を改大元源次為綱、八木丹波守殿・佐藤美濃守殿大坂御在番之時、
河内長左衛門、江戸牛込御門之内、佐久間利太夫殿御宿割之節、私義御用人
支配役相勤、文政九年秋七月廿日出立、大元源次為綱八月二日大坂へ着仕、
大坂上町嶋町二丁目播磨屋十五郎所へ宿、弥々^(交代)こうたい戊八月十日城内へ入
込御座候所、同文政十年亥三月の頃、父上病氣ニ付、同亥三月十二日御城内出
立、同三月十六日国元へ着船致候。帰宅之上書類改置、文政十一年子二月改
之

【以下、異筆】

天文廿年三月八日六十九才死す

安保左近尉宗規入道

先右衛門押惣領嘉平太弥左衛門、二男吉三郎、
宇和嶋ニ而後妻本惣領倅次郎太夫妹トおふミ五
才宇和嶋ニ而死、次妹おしん向嶋千汐沖ニ而死
す、後妻天文十八年六月七日六十三才死す

永禄五年五月廿一日千汐ニ而死す

安保嘉平太弥右衛門宗実

年六十一才号、妻なし、弟々ニ継送次世二男
吉三郎

慶長元年三月三日千汐ニ而五十七才死す

安保平三郎頼実 ^(ママ)死す

寛永三年八月十八日九一才江奥ニ而死す

安保次郎太夫宗貞

然ルハ右次郎太夫予州宇和嶋江

先祖参り致候所、時姫と申妻

つれ帰り、其節江奥清水口参り

家を立住居、其節江奥清水口

郷惣田原ニ而其所家を立

惣領弥右衛門

二男嘉兵衛千汐郷

住居致、三男藤田

友輔兵庫参り学者

指南致候事

寛延三年七月十八日

六十八才兵庫ニ而死す

兄三人

行年九十三才

安保嘉兵衛貞光妻

(宝) 応永三年丙戌十二月廿一日死ス

芸州豊田郡小坂城主落、御調郡坪田楨前にかく

れる、半田氏与右衛門娘嘉兵衛妻、倅惣梁弥

右衛門江奥よぼしかたと申所へ分け住居致、

二男太郎兵衛肥汐に跡を次、三男半四郎江奥

賀茂城新左衛門に養子参、四男嘉兵衛ハ(四

男乙五郎ハ父嘉兵衛トかいめい致す)出家致

ス、メ四人

三右衛門内の跡次、三男仁右衛門出家を致、

四男丈七本家に分れ、五男貞七出家致、六女

同所池奥関松妻参、弘化二年巳二月廿六日死

ス、七女お国同村田蔵妻ニ参ル男女メ七人

行年六十三歳

安保源七妻家子お種

享和二年壬戌三月八日死ス

但シ源七子なし、然ハ江奥よぼしがた同家三

右衛門惣梁伝六、お種姉おはつ其子惣梁同伝

六子ニ致ス、跡を次シメ女子式人、然ル右伝

六女子二人、姉はつ、よぼし方同家三右衛門

妻参事

行年九十才

安保太郎兵衛光泰妻

宝暦十年庚辰九月初日死ス

倅惣梁伝六、二男太郎七出家を致ス、三男権七

肥汐川の岡文右衛門江田地を持て養子参事、

妹すて江の奥休弥三郎妻参り右弥三郎死に絶、

右おすて男子壱人連れ実家へ帰、親子とも死

ニたり、寺ハ真言神宮寺檀家、メ四人

安保伝六光吉妻

天保八年丁酉五月十四日死ス

肥汐明神の上ぞね葬ル

肥汐引地吉原氏源六娘六女おかね、伝六妻惣

梁友吉、寛政六年寅十二月十九日五才ニて死ス、

二男格之助跡を次、三女おかや七才ニて死ス、

メ男女三人

行年七十三歳

安保伝六泰慧妻

天明七年丁未十二月十三日死ス

江奥奥山小久四郎娘惣梁倅おはつ、二女お種

(伝六倅・はつ・さねメ二人)同村にごろ池

久八倅二男源七養子ニ取、同人子なし、右姉

おはつ江奥同家よぼしかた三右衛門妻参、右

三右衛門倅惣梁伝六ヲ源七子致ス、二男新蔵

安保格之助為綱妻

向嶋東村古江内矢立友八倅庄八娘竹女、先祖

古江奥小城丸山権太兵衛子孫ごじかわち本家

佐四郎、其分家神村屋友八倅庄八妻古江一之上

兄玉氏武兵衛娘庄八妻、庄八娘ハ格之助妻竹

女、格之助惣領為吉、天保十三年寅二月朔日

死ス、二男徳次郎年廿三テ死ス死ス^(マ)、三女お

虎、四男千吉(了廿五才左衛門方に養子參)、

五女お周、六女峰、七男伝佐、八男宇八郎(了

廿五歳で分家ス)、九女のぶ嘉永元年八月八日

五時ほ^(抱瘡)ぞうで死

(10) 以下、掲げる。太夫次郎宗実―嘉兵衛定光―弥右衛門―三右衛門―弥右

衛門―三右衛門―新蔵―三右衛門―三右衛門―新兵衛―新蔵―初太郎―恭

作―新造―清和(現当主)―文貴

(11) 註(3)拙稿参照。

【表】安保清和氏所蔵「安保文書」一覧

文書№	年月日	文書名	写本 A・No	写本 B・No	写本 C・No	写本 D・No	写本 E・No	写本 F・No	備考	横浜市大安保文書
1	元弘3 (1333)	足利尊氏下文	○1一	○4	○1	○1	○6 (一)	○1		○
2	建武2 (1335)	足利尊氏袖判下文	○2二	○2・5	○2(二)	○2		○2		
3	建武2 (1335)	足利尊氏奥判下文	○3三	○6	○3	○3		○3	写本以外に単体一紙あり	
4	建武3 (1336)	高重茂奉書	○4四	○7	○4	○4	○13 (四)	○4		○
5	暦応3 (1340)	安保光阿讃状	○5五				○29 (五)			○
6	正平7 (1352)	足利尊氏感状	○6七	○8	○5	○5	○1 (七)	○5	大坪氏旧蔵	○
7	正平7 (1352)	足利尊氏下文	○7八	○9	○6	○6	○3 (八)	○6		○
8	観応3 (1352)	足利尊氏感状	○8六				○28 (六)			○
9	永徳2 (1382)	足利氏満御教書	○9十	○10	○7	○7	○11 (十)	○7		○
10	永徳2 (1382)	足利氏満御教書	○10十一	○11	○8	○8	○10 (十一)	○8		○
11	応永2 (1395)	足利氏満所領宛行状	○11十二	○12	○9	○9	○4 (十二)	○9		○
12	応永2 (1395)	盛清・宗秀連署打渡状	○12十三	○13	○10	○10	○15 (十三)	○10		○
13	応永4 (1397)	足利持氏御教書	○13十四	○14	○11	○11	○5 (十四)	○11		○
14	応永16 (1409)	後小松天皇口宣案	○14十五				○8 (十五)		BC袖判なし	○
15	応永16 (1409)	7. 2 後小松天皇口宣案足利義持袖判	○15十六	○19	○16	○16	○7 (十六)	○16		○
16	応永24 (1417)	上杉憲基施行状	○16十七	○20	○17	○17	○9 (十七)	○17		○
17	応永24 (1417)	奉行入連署奉書	○17十八	○1・3	○18	○18	○14 (十八)	○18	A宛所なし	○
18	応永25 (1418)	足利持氏御教書	○18			○30				○
19	応永29 (1422)	足利持氏御教書	○19十九		○19	○19	○12 (十九)	○19	宛名誤記(安房四郎)	○
20	応永30 (1423)	足利持氏御教書	○20廿		○20	○20	○2 (廿)	○20		○
21	永享12 (1440)	11. 15 細川持之奉書	○21廿一		○25	○24	○27 (廿一)	○25		○
22	享徳27 (1478)	4. 7 足利成氏安堵状	○22廿二	○21	○29	○29	○26 (廿二)	○29	宝徳3 (1451)の誤記	○
23	(年未詳)	2. 18 足利高基書状	○23	○18	○15	○15	○20	○15		
24	(年未詳)	2. 29 足利成氏書状	○24		○21	○23	○24	○21	E袖上に○注記	
25	(年未詳)	3. 3 足利成氏書状	○25		○22	○28	○25	○22		
26	(年未詳)	6. 晦 足利高基書状	○26	○17	○14	○14	○21	○14		
27	(年未詳)	7. 8 上杉長棟書状	○27		○26	○26	○18	○26		
28	(年未詳)	7. 21 篠田高助書状	○28		○23	○21	○22	○24		
29	(年未詳)	閏9. 20 上杉長棟書状	○29	○29	○27	○25	○19	○27		
30	(年未詳)	11. 9 足利高基書状	○30		○24	○22	○23	○23		
31	(年未詳)	11. 15 上杉長棟書状	○31		○28	○27	○17	○28		
32	(年未詳)	12. 17 長尾頼長書状	○32	○15	○12	○12	○16	○12		
33	(年未詳)	7. 20 足利高基書状	○33	○16	○13	○13		○13		

※算用数字は文書№に対する各写本の順番。漢数字は墨書による注記、() は朱書注記を示す。

上記以外に文書№4文書写と「永享10 (1438) 8. 28 御花園天皇偏旨写」の単体一紙文書がそれぞれ所在する。

安保清和氏所蔵「安保文書」調査概要 (新井)

